



# 除染の進捗状況について

平成25年8月  
環境省水・大気環境局

# 現行の除染計画(国直轄除染)等について 背景

従来の除染の方針では、避難指示解除準備区域、居住制限区域について、避難指示の解除に向け、自治体の様々な状況とは別に、一律に、2年間(平成26年3月末)で除染を行い、発生する土壌等を仮置場に搬入することを当面の目標として設定。

## 当初の想定

- 避難指示区域の見直しは、「平成24年3月末を一つの目途に、新たな避難指示区域を設定することを目指す。」(平成23年12月 原子力災害対策本部)としていた。
- 仮置場確保や同意取得の進捗を仮定

## 従来の除染の方針

- 避難指示解除準備区域、居住制限区域の除染を2年間(平成26年3月末)で行い、発生する土壌等を仮置場に搬入することを目標
- 帰還困難区域については、モデル事業を実施し、その結果を踏まえて検討

## ◎放射性物質汚染対処特措法 基本方針(平成23年11月閣議決定) 抜粋

### 4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

#### (2) 除染特別地域に関する事項

##### ② 除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置の方針

除染特別地域のうち、追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成26年3月末までに、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等(除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。)を、適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを目指すものとする。

追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国がモデル事業を実施することで、線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保するための方策を確立した上で、特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に土壌等の除染等の措置を進めるものとする。

# 現行の除染計画等について 国直轄除染の進捗状況①

準備ができたところから順次除染を実施。これまで、対象11市町村のうち、10市町村で除染計画を策定、9市町村の全域又は一部地域において除染の作業中又は作業準備中、1市で除染計画に基づく除染が終了。

進捗状況	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染) 平成25年8月6日現在			
		除染計画の策定	仮置場	除染作業	
本格除染作業中・見込み	田村市	○	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○ (H25/6 事業終了)
	檜葉町	○	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○ (実施中)
	川内村	○	○(H24/4/13)	○(確保済み)	○ (実施中)
	飯舘村	○	○(H24/5/24)	○ (一部確保済み)	○ (実施中)
	川俣町	○	○(H24/8/10)	○ (一部確保済み)	○ (実施中)
	葛尾村	○	○(H24/9/28)	○ (一部確保済み)	○ (実施中)
	大熊町	○	○(H24/12/28)	○ (確保済み)	○ (実施中)
	南相馬市	○	○(H24/4/18)	○ (一部確保済み)	作業準備中
	富岡町	○	○(H25/6/26)	○ (一部確保済み)	作業準備中
	浪江町	○	○(H24/11/21)	調整中	入札手続中
計画未策定	双葉町		調整中		

注) 除染作業の実施には、**除染計画の策定、仮置場の確保、地権者の同意取得**が前提

# 現行の除染計画等について 国直轄除染の進捗状況②

- 平成24、25年度に実施している除染等工事の進捗状況(実施率)は以下のとおり。
- 除染開始前・後それぞれの事情により、進捗にばらつきが見られる。



平成25年6月 末現在 (記載のあるものを除く)	田村市	檜葉町 (7/4時点)	川内村	飯舘村	川俣町	葛尾村
宅地	100%	40%	100%	2%	0%	1%
農地	100%	54%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%
森林	100%	58%	57%	1%	7%	11%
道路	100%	9%	100%	0.3%	0%	1%

注1)実施率は、当該市町村の平成24・25年度における除染対象の面積等に対する、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等の割合。  
 注2)除染対象地域の面積等・除染行為が終了した面積等とも、今後の精査によって変わりうる。

# 現行の除染計画等について 市町村除染の進捗状況①

市町村除染については、各市町村が計画を策定し、除染を実施。

福島県内を中心に5年間、それ以外は2～3年間で計画期間とする市町村が多い。

- 「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村（100市町村）。
- 汚染の状況について調査測定を実施し、除染を実施する区域や除染の実施者、手法などを定めた除染計画は94市町村（当面策定予定の市町村全て）において策定し、除染を実施。
- 各市町村の除染計画では、福島県内を中心に5年間、それ以外は2～3年間で計画期間とする市町村が多い。

※市町村除染地域については、地域の実情に応じて市町村が計画を定めることとされ、特措法基本方針上、特に平成26年3月末といった期限を示していない。



## 現行の除染計画等について 市町村除染の進捗状況②

除染計画に沿う形で、発注、除染の実施が進展。特に子ども空間や公共施設において、除染が進捗し、予定した除染の終了に近づきつつあるが、全体が終了するまでには、更に数年間はかかる見込み。

福島県外 (平成25年6月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	約8割	約8割
住宅	約6割	約3割
その他の施設	約3割	約3割
道路	約3割	約3割
農地・牧草地	約8割	約6割
森林(生活圏)	一部	一部

注: 予定数は平成25年6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

福島県内※ (平成25年6月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約8割	約6割
住宅	約5割	約2割
道路	約4割	約2割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約3割	約1割

注: 計画数は25年度末までの累計。全体数は各市町村により、調整中や未定となっており、今後増加する可能性もある。

※福島県内については、福島県が行った調査結果を基に作成